

スマート農業技術活用 投資促進税制

スマート農業技術活用促進法※に基づく生産方式革新実施計画の認定を受け、生産性を向上させるスマート農業機械等を導入した場合、導入当初の税負担を軽減できます。

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

特例の対象設備等

1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置

【対象者】 **農業者等**（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）

スマート農業技術活用サービス事業者※

※播種、移植又は収穫用の機械装置に限る。



キャベツ自動収穫機



ピーマン自動収穫機



搾乳ロボット

2 1と一体的に導入された機械装置、器具備品、建物等、構築物のうち1が効果を発揮するために必要不可欠なもの

【対象者】 **農業者等**



ロボットトラクタ
+ RTK基準局



環境制御装置
+ 低コスト耐候性ハウス



果樹自動収穫機
+ 樹体支持設備

3 農産物の洗浄、選別、切断・破碎、冷凍の作業用の機械装置

【対象者】 **食品等事業者**



洗浄用機械装置



選別用機械装置



冷凍用機械装置

特例措置の内容

<特別償却>

機械装置※¹
器具備品

32%（一部25%※²）

建物及び附属設備
構築物

16%

適用期限

令和9年3月31日

（期限までに事業の用に供する必要があります。）

根拠条文

租税特別措置法

第11条の5【所得税】

第44条の5【法人税】

※1 スマート農業技術を組み込んだ機械装置については、7年以内に販売されたものに限りです。

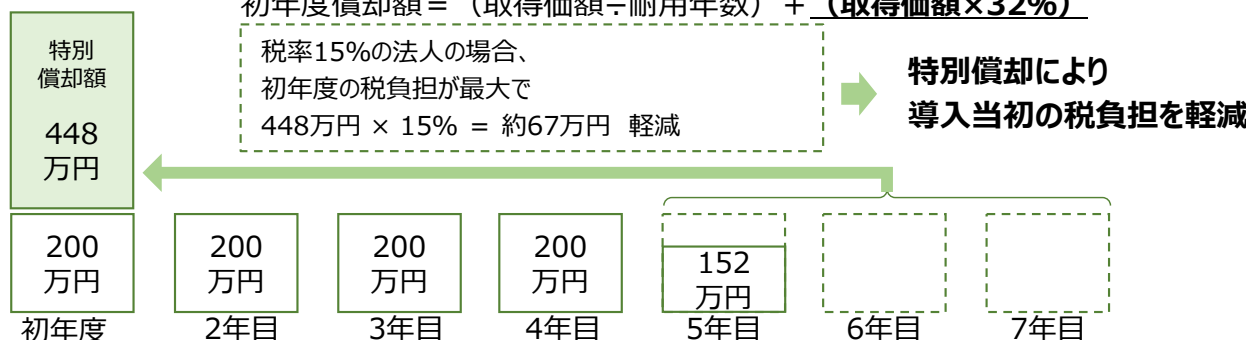
※2 スマート農業技術活用サービス事業者、食品等事業者は機械装置のみに適用され、特別償却率が25%になります。

特別償却のイメージ

対象となるスマート農業機械等の導入当初に通常の償却額に一定額を上乗せして損金に算入可能。

（例）1,400万円、耐用年数7年のスマート農業機械を導入した場合

初年度償却額 = （取得価額 ÷ 耐用年数） + （取得価額 × 32%）



特例の対象となる要件

生産方式革新実施計画の認定要件に加え、**以下の要件を満たす必要があります。**

農業者等が税制特例を活用する場合

- 対象の機械装置を導入した農業者等に係る**労働生産性を5年間で5%以上向上**させること
(個人又は法人単独で満たす必要があります。)
- スマート農業技術の効果の十分な発揮に必要な**ほ場の形状、栽培の方法、品種の転換等**の取組を、生産方式革新事業活動の**過半**で行うこと
- 生産方式革新事業活動に係る作付面積又は売上高が、総作付面積又は総売上高の**過半**を占めること

対象となる機械及び装置については、7年以内に販売されたもの。



スマート農業技術活用サービス事業者が 税制特例を活用する場合

生産方式革新事業活動全体で

- 労働生産性を5年間で5%以上向上させること
- 生産方式革新事業活動が、作付面積又は売上高のおおむね**8割以上**を占めること
- 生産方式革新実施計画の**実施期間が7年以上**であること



- 品種の変更又は収穫の機械化等の実施を伴い**栽培体系を大きく変更する取組**が生産方式革新事業活動の**過半**を占めること



- 品種の変更又は収穫の機械化等、農産物の品質又は外形の**相当程度の変更を伴う取組**が生産方式革新事業活動の**過半**を占めること

スマート農業技術活用サービス事業者において

<取組内容について>

- 提供するサービスが、**農業者等の収益に応じた料金体系**となっていること
- 専門作業受注型**であること
- 生産方式革新事業活動の実施区域を含む都道府県と同一の都道府県内に拠点・事務所等を設置していること

<対象設備について>

- 播種、移植又は収穫用**のスマート農業技術を組み込んだ機械及び装置であること
- 対象設備等を**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- 対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得価額を含む。

対象となる機械及び装置については、7年以内に販売されたもの。

食品等事業者において

<取組内容について>

- 収穫後の選別・調製等の作業を農業者等に代わって行うこと**
- 生産方式革新事業活動により生産された農産物を総作付面積又は総売上高のおおむね**8割以上**引き受けること
- 生産方式革新事業活動に係る農産物と同じ種別の品種を原材料とした**商品を取り扱っていないこと**

<対象設備について>

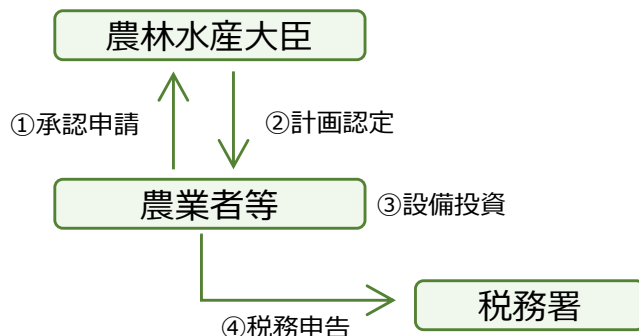
- 農産物の**洗浄、選別、切断若しくは破碎、又は冷凍**の作業に供する機械及び装置（一体的に構成される機械及び装置を含む）であり、その**専ら**を農業者等が行う生産方式革新事業活動に対して提供すること
- 対象設備等において**専ら**農業者等が行う生産方式革新事業活動により生産された農産物を取り扱うこと
- 対象設備等に係る取得予定価額*が**前事業年度における減価償却費の額の10%相当額以上**であること

* 建物等の整備が伴う場合には、その取得価額を含む。

- 対象設備等が、生産方式革新事業活動の実施区域を含む市町村と同一の市町村又は隣接した市町村内で土地・建物に据え置かれるものであること

特別償却の手続

- ①・② 国へ生産方式革新実施計画の承認申請を行い、認定を受けます。
- ③ 計画認定後、同計画に基づき設備投資を行います。
- ④ 納税書類に「償却限度額の計算に関する明細書」を添付して税務申告します。



詳細については、QRコードのリンク先の農林水産省HPをご覧ください
相談・申請先となる地方農政局等の連絡先もHPに掲載しています。

